

茨城県奨学金返還支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、茨城県奨学金返還支援助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるとおりとする。

- (1) 高等学校等とは、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）又は高等専門学校（3年次）をいう。
- (2) 高校生等とは、高等学校等に在学する学生をいう。
- (3) 大学等とは、大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）をいう。
- (4) 県内企業等とは、茨城県（以下「県」という。）内に本社、本店、支社、支店若しくは事業所が所在する企業、団体又は個人事業主をいう。

(交付の目的)

第3条 本助成金は、県と産業界が協力し、県内企業等に就職した者の奨学金返還に要する経費を助成することにより、経済的な理由から大学等への進学を断念するおそれのある高校生等を支援し、県内企業等への就職を促進することで、若者の還流・地元定着を図るとともに、将来を担う人材を確保することを目的とする。

(交付対象者の認定)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、以下の各号の要件を全て満たす者（以下「交付対象者」という。）を交付対象者として認定するものとする。

- (1) 県内に所在する高等学校等を平成30年度又は平成29年度の3月に卒業し、大学等に進学した者。
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金の推薦基準を満たす者のうち、校内選考の結果、推薦枠から外れた者。
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金若しくは茨城県奨学資金の申込みを行っている者又は独立行政法人日本学生支援機構奨学金若しくは茨城県奨学資金の貸与決定者。
- (4) 大学等を卒業後、県内企業等に正規雇用により就職する予定である者。
- (5) 大学等を卒業後、10年間定住することを目的として県内に住所を有する予定である者。

(交付対象者の認定の手続)

第5条 前条の要件を全て満たし、本助成金の交付を受けようとする者で、県内に所在する高等学校等を平成30年度の3月に卒業し、大学等に進学する予定である者は高等学校等の卒業予定年度の12月末まで、県内に所在する高等学校等を平成29年度の3月に卒業し、大学等に進学した者は進学年度の12月末までに、茨城県奨学金返還支援助成金交付対象者認定申請書(様式第1号)により知事に申請を行い、交付対象者の認定を受けるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 奨学金貸与証明書又は奨学金の貸与の決定が分かるもの

(2) 成績証明書又はそれに類するもの

(3) 要件調査に係る同意書(様式第2号)

3 知事は、交付対象者の認定をしたときは、その旨を茨城県奨学金返還支援助成金交付対象者認定通知書(様式第3号)により当該交付対象者に通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、交付対象者として認定することが適当でないと認めるときは、その旨を茨城県奨学金返還支援助成金不認定通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付対象者の認定の辞退等)

第6条 交付対象者は、本助成金の交付を辞退しようとするときは、速やかに茨城県奨学金返還支援助成金交付対象者辞退届(様式第5号)を知事に提出するものとする。

2 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書を知事に提出するものとする。

(1) 退学し、休学し、留学し、留年し又は停学の処分を受けた場合 退学(休学・留学・留年・停学)届(様式第6号)

(2) 復学した場合 復学届(様式第7号)

(3) 大学に在学する学生が大学院に進学し、高等専門学校に在学する学生が専攻科に進学し、又は短期大学若しくは高等専門学校に在学する学生が大学に編入学した場合 進学(編入学)届(様式第8号)

(4) 大学等を卒業した日の属する年の9月末日までに正規雇用で就職しなかった場合(進学し、又は編入学した場合を除く。) 未就職届(様式第9号)

(5) 住所又は氏名の変更があった場合 住所(氏名)変更届(様式第10号)

3 知事は、第1項又は前項第1号若しくは同項第4号の規定による届出に基づき認定を取り消したときは、その旨を茨城県奨学金返還支援助成金交付対象者認定取消通知書(様式第11号)により当該交付対象者に通知するものとする。

(就学状況の報告)

第7条 交付対象者は、茨城県奨学金返還支援助成金就学状況報告書(様式第12号)

により、前年度における就学状況を4月末日までに知事に報告するものとする。

(交付の決定)

第8条 県は、交付対象者が大学等を卒業又は大学院を修了後、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、次条に基づく手続を完了した者（以下「交付決定者」という。）に対し、予算の範囲内で本助成金を交付決定するものとする。

- (1) 原則として、大学等を卒業又は大学院を修了した日の属する年の9月末日までに県内企業等に正規雇用により就職している者。
- (2) 大学等を卒業又は大学院を修了後、10年間定住することを目的として県内に住所を有する者。

(交付決定の手続)

第9条 本助成金の交付の決定を受けようとする交付対象者は、原則として、県内企業等に就職した日の属する年の9月末日までに茨城県奨学金返還支援助成金交付決定申請書（様式第13号）により知事に申請を行い、交付の決定を受けるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 卒業証明書
- (2) 在職証明書（様式第14号）
- (3) 住民票の写し（過去1か月以内に発行されたもの）
- (4) 奨学金の返還残高証明書又は奨学金の返還残高が分かるもの
- (5) 第5条第3項に規定する通知書の写し

3 知事は、交付の決定をしたときは、その旨を茨城県奨学金返還支援助成金交付決定通知書（様式第15号）により当該交付決定者に通知するものとする。

4 規則第5条の規定による本助成金の交付決定は、交付決定の申請を受けた日から、原則として、30日以内に行うものとする。

(交付決定の辞退等)

第10条 交付決定者は、本助成金の交付決定を辞退しようとするときは、速やかに茨城県奨学金返還支援助成金交付決定辞退届（様式第16号）を知事に提出するものとする。

2 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書を知事に提出するものとする。

- (1) 住所又は氏名の変更があった場合 住所（氏名）変更届（様式第17号）
- (2) 転職した場合 転職届（様式第18号）

3 知事は、第1項の規定による届出に基づき交付決定を取り消したときは、その旨を茨城県奨学金返還支援助成金交付決定取消通知書（様式第19号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(本助成金の請求)

第11条 第9条第3項の規定による通知を受けた交付決定者は、決定後、毎年度4月末までに茨城県奨学金返還支援助成金請求書(様式第20号)により、単年度ごとに、知事に本助成金の請求をするものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 在職証明書

(2) 住民票の写し(過去1か月以内に発行されたもの)

(3) 奨学金返還証明書

(本助成金の額)

第12条 前条に基づく請求により支払う本助成金の総額は、交付決定者が卒業までに貸与を受けた奨学金の総額と別表1に定める上限額とを比較して少ない方の額とする。

2 本助成金の単年度の助成額は、交付決定者が貸与を受けた奨学金の単年度の返済額に応じて決定するものとし、交付決定者の単年度の返済額を超えないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第14条第1項の規定に基づく10年目又は交付の対象とする期間の最終年度の本助成金の額は、第1項の規定により選定された額から既交付額を控除して得た額とする。

4 助成額は月単位で算定し、1事業所での就業につき就業月及び離職月に1月に満たない端数を生じたときは、これを合計し、その合計日数が15日未満のときはこれを切り捨て、15日以上45日未満のときは1月として計算し、45日以上の場合は2月として計算する。

(本助成金の支払)

第13条 知事は、前条により交付すべき本助成金の額を確定した後、交付決定者に直接支払うものとする。

(交付期間等)

第14条 交付の対象とする期間は、交付決定者が、大学等を卒業又は大学院を修了後、第8条各号に掲げる要件を満たしている期間(以下「交付期間」という。)とし、10年を超えないものとする。ただし、交付決定者が別表2の状況に該当する期間は、交付期間に算入せず、本助成金の交付を一時停止するものとする。また、別表2の条件を満たした場合は、本助成金の交付を再開するものとする。なお、交付期間は、原則として、奨学金返還の始まる月を始期とする。

2 別表2の条件に定められた期間を経過した場合、交付決定を取り消すものとする。

3 知事は前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を茨城県奨学金返還支援助成金交付決定取消通知書により当該交付決定者に通知するものとする。

(交付期間等不算入事由)

第15条 交付決定者は、前条第1項ただし書の規定に該当する事由が生じた場合は、発生した日から1か月以内に、茨城県奨学金返還支援助成金交付期間一時停止申請書(様式第21号)により知事に申請を行うものとする。

2 前項の届出には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 共通 第9条第3項に規定する通知書の写し

(2) 別表2の①及び②に掲げる場合 辞令又は県内企業等から転勤することが明らかであることを証する書類

(3) 別表2の③に掲げる場合 離職したことが分かる書類及び厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第23条の規定により設置された公共職業安定所が発行するハローワークカードの写し又はいばらき就職支援センター設置要綱第1条により設置されたいばらき就職支援センター及びいばらき就職支援センター地区センターが発行するユーザーIDカードの写し

(4) 別表2の④に掲げる場合 奨学金の返還期限の猶予が承認されたことを証する書類

3 知事は、第1項の規定による申請があったときは、審査の上、茨城県奨学金返還支援助成金交付期間一時停止決定通知書(様式第22号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(本助成金の交付決定の取消し)

第16条 知事は、交付決定者が、次のいずれかに該当する場合、第9条第1項の規定による決定を取り消し、期限を定めて、本助成金の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により本助成金の交付を受けたとき

(2) 他自治体を実施する奨学金返還の支援制度を併用したとき

(3) 奨学金の繰上償還をするとき

(再決定の禁止)

第17条 前条の規定により交付決定を取り消された者は、再度、第9条第1項の規定による決定を受けられないものとする。

(調査の協力)

第18条 知事は、交付決定者が本助成金の交付を受けた後において、交付決定者の就職状況や奨学金の返済状況等を調査することができるものとする。

2 交付決定者は、前項の調査に協力するものとする。

(成果の公表)

第19条 知事は、実施した本助成金の交付に係る事業の成果等について、個人が特定されない範囲において、ホームページ等により公表することができるものとする。

(関係書類の整備)

第20条 県及び交付決定者は、本助成金に係る収入及び奨学金返還に係る支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を奨学金返還完了の日の属する年度の終了後5年間保管するものとする。

(提出書類の部数等)

第21条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成30年9月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年7月26日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年11月8日から施行する。

別表 1 (第 1 2 条関係)

		上限額			
		国立・公立		私立	
年制	学校	自宅	自宅外	自宅	自宅外
1 年制	短大 専修学校 (専門課程)	240千円	360千円	360千円	480千円
2 年制	短大 専修学校 (専門課程) 高等専門学校 (4 年次編入)	480千円	720千円	720千円	960千円
3 年制	短大 専修学校 (専門課程)	720千円	1,080千円	1,080千円	1,440千円
4 年制	大学	960千円	1,440千円	1,440千円	1,920千円

別表 2 (第 1 4 条関係)

		状況		条件
①	就職時	県外配属	県内企業等に内定後、県外企業等に配属決定となった場合	3年以内に県内企業等に復帰
②	就職後	転勤	県外企業等に転勤	3年以内に県内企業に復帰
③		離職	会社都合（倒産等）により離職した場合 自己都合（病気やけが等やむを得ない状況による場合を除く）により離職した場合	（会社都合による場合） 12か月以内に県内企業等に再就職 （自己都合による場合） 6か月以内に県内企業等に再就職
④		産前・産後・育児休業	産前・産後休業又は育児休業を取得した場合	（学生支援機構奨学金貸与者の場合） 県内企業等に復帰 （茨城県奨学資金貸与者の場合） 5年以内に県内企業等に復帰